
プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発

項目 第 92 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 92 回収益認識専門委員会（2018 年 2 月 27 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

（質問 3：会計処理に関する質問）

2. 代理人に関する収益の表示方法に関連して、企業が代理人に該当すると判断された取引に係る在庫について、貸借対照表上の表示の論点があると考えられるが、当該論点についても今後検討することが考えられるのではないか。
3. 対価の回収可能性の表現に関する文案の記載については、実務上の判断の感覚と整合すると考えられるが、IFRS 第 15 号とは異なる閾値を設けた経緯を説明することも考えられるのではないか。

（質問 4：代替的な取扱いに関する質問）

4. 期間がごく短い工事契約及び受注制作のソフトウェアの取扱いをその他の契約に適用できないとする文案の記載については、これまでの議論の経緯を踏まえて、その理由をより明確に示すことが考えられるのではないか。
5. 顧客に付与するポイントの会計処理を代替的な取扱いとして設けなかった理由の文案の記載については、顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合の代替的な取扱いが利用できる可能性があるため、代替的な取扱いを定めなかったことが読み取れないと考えられ、記載を見直すことが考えられるのではないか。

代替的な取扱いに関する検討

（電気事業及びガス事業における検針日基準）

6. 代替的な取扱いを定める場合の文案について、業種を特定せずに「検針等」との表現を示す場合には、他の取引等、例えば音楽著作権や医薬品のロイヤルティ等も対象になると解釈される可能性があり、業種を明確にするかどうか検討することが考

えられるのではないか。

7. 代替的な取扱いを定める場合の文案について、業種を特定しない場合には、見積りが極めて困難な場合の対象が広く解釈される可能性があると考えられ、また売上高又は使用量に基づくロイヤルティ等における見積りの困難さとの相違が不明瞭になる可能性があると考えられる。そのため、決算日時点における使用量の見積りが実績により検証できないことや、従来より検針日基準が認められていること等に言及する必要があるのではないか。
8. 業種を特定する又は従来検針日基準を採用していた企業等と記載することにより代替的な取扱いが適用される対象を明確にすることや、見積りを行う場合の特殊性を示すことが必要であると考えられる。
9. 使用量の実績が検針日にしか把握できないため、決算日時点の使用量の見積りが実績と比較できず、その精度を検証できない電気事業及びガス事業の実態に鑑みると、決算日時点の見積りを財務諸表に計上することの合理性が論点となりうると考えられ、別途の取扱いを設けることも考えられるのではないか。
10. 電気事業やガス事業における収益の見積りについて、他業種における収益の見積りと比較しても、極めて困難と認められることについて具体的に示す必要があるのではないか。
11. 見積りの困難さについては、特定の業種固有の部分がある可能性があり、見積りの困難さについての判断を、企業と監査人が行う方向性には賛成するが、代替的な取扱いを定めることにより、従来同一の処理を行っていた同一業種内での比較可能性が損なわれる懸念があるのではないか。
12. 収益の見積りが極めて困難な場合を判断するにあたっては、決算日後の情報も考慮したうえで見積りの困難さを判断するかどうか不明確であり、表現を見直す必要があると考えられる。
13. 当期の決算月に実施された検針日から決算日までに生じた収益と、前年の同期間における収益が大きく異なることが合理的に見込まれることを要件とすると、当該要件の検討にあたって、一定の見積りが必要になると考えられ、決算月に実施された検針日から決算日までの収益の見積りが極めて困難と認められることと整合しないのではないか。
14. 検針日基準を適用して、当期の決算月に実施された検針日から決算日までの収益の見積りを行わない場合、見積らない金額が修正後発事象に該当し、当該修正後発事象が財務諸表に反映されないときには、重要性によっては無限定適正意見が出せな

いという状況も生じ得ると考えられる。

15. 例外的な取扱いを設ける場合には、一定の簡便的な見積方法を認めることも考えられるのではないか。

(ライセンスの付与（売上高又は使用量に基づくロイヤルティ）)

16. 現行実務を認める代替的な取扱いを設けない提案に同意するが、実務上の困難さとして考慮すべき特殊な事情があるか議論することも考えられる。
17. 現行実務を認める代替的な取扱いを設けない提案に同意するが、仮に検針日基準に代替的な取扱いを設ける場合、その理由との整合性を図る必要があると考えられる。

設例に関する検討

(〔設例 32〕有償支給取引)

18. 設例がある方が実務上有用であると考えられ、設例は削除しない方がよいのではないか。
19. 設例があることにより実務上の判断に問題が生じる可能性があることは理解できるため、実務において、この設例に対する懸念がある場合には、設例を示さないことも考えられるのではないか。
20. 有償支給取引に多様な形態があることは理解するが、取引の実質に基づいて判断する場合、大半の取引においては実質的に買戻義務を負っていると判断される可能性があるのではないか。
21. 文案における有償支給取引の定義を勘案すると、その対象が想定以上に幅広くなる可能性があるのではないか。
22. 提案に反対するものではないが、収益を認識しない理由に関連して、支給先が顧客に該当するのかが明確ではないと考えられ、支給元における支給品の消滅の認識に焦点が当てられていることに違和感がある。
23. 支給先が顧客に該当するかどうか、支給元における在庫管理の困難さ、金融取引かどうかといった有償支給取引に関する様々な論点についての検討を、結論の背景に記載することがよいのではないか。また、買戻義務を負っている場合でも、個別財務諸表において支給品の消滅を認識できるという取扱いについては、当該取扱いを設けた理由として、実務上の困難さ等をより強調することが考えられるのではないか。

24. 個別財務諸表に対する取扱いを設けることについては、連単で異なる処理となることの理由が明確になっていないと考えられ、理由の記載を見直すべきではないか。

以 上